

在外教育施設派遣教員選考実施要項

文部省教育助成局長裁定
制定昭和59年 7月17日
改正昭和63年 4月25日
改正平成2年 5月14日
改正平成3年 4月11日
改正平成4年 4月21日
改正平成7年 4月19日
改正平成8年 4月10日
改正平成11年 4月23日
改正平成12年 2月18日
改正平成13年 1月 6日
改正平成20年 4月25日
改正平成23年 3月31日
改正平成24年 3月27日
改正平成26年 4月 1日
改正平成27年 3月12日
改正平成28年 2月26日
改正平成30年 3月19日
改正平成30年10月16日

1 趣 旨

この要項は、在外教育施設教員派遣規則（昭和56年文部省訓令第27号）第3条の規定に基づき、在外教育施設に派遣される派遣教員の選考の方法について、定めるものとする。

2 派遣教員の資格

派遣教員は、次の(1)から(3)の一に該当し、かつ(4)から(7)までの各条件を満たしている者でなければならぬ。

(1) 校長として派遣される者にあっては、次のいずれかに該当する者

- ア 現に義務教育諸学校の校長として勤務し、学校運営上の業績があると認められる者
- イ 現に義務教育諸学校の副校長又は教頭として勤務し、学校運営上の業績があり、派遣時に義務教育諸学校の副校長又は教頭として2年以上の経験を有し、かつ、校長としての能力があると認められる者
- ウ 現に教育委員会の指導主事・管理主事等の事務局職員として勤務し、勤務成績が優秀であり、かつ校長としての能力があると認められる者
- エ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に定める校長の資格を有する者で、文部科学省総合教育政策局長が適当と認める者

(2) 教頭として派遣される者にあっては、次のいずれかに該当する者

- ア 現に義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の教頭又は副校長として勤務し、小学校又は中学校的教員普通免許状を有し、勤務成績が優秀な者
- イ 現に義務教育諸学校の主幹教諭又は指導教諭として勤務し、勤務成績が優秀であり、派遣時に義務教育諸学校の主幹教諭、指導教諭又は教諭として通算で15年以上の経験を有し、かつ教頭としての能力があると認められる者
- ウ 現に義務教育諸学校の教諭として勤務し、教務主任等として学校運営上優れた能力があり、派遣時に義務教育諸学校の教諭として15年以上の経験を有し、かつ教頭としての能力があると認められる者
- エ 現に教育委員会の指導主事・管理主事等の事務局職員として勤務し、勤務成績が優秀であり、かつ教頭としての能力があると認められる者

(3) 教諭として派遣される者にあっては、次のア又はイのいずれかに該当する者

- ア 現に義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の教諭として勤務し、小学校又は中学校的教員普通免許状を有し、勤務成績が優秀であり、派遣時に義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の教諭経験、若しくは助教諭又は講師（常時勤務の者に限る。）としての経験を3年以上有する者
- イ 現に教育委員会等で指導主事として勤務し、勤務成績が優秀であり、義務教育諸学校の教諭として

優れた資質を有する者

- (4) 校長、教頭に昇格して派遣される者にあっては、帰国後も引き続き同等に処遇される者であること。
- (5) 海外子女教育について深い理解と熱意を有すること。
- (6) 現地各国の厳しい生活環境、教育条件からくる困難な状況においても、忍耐強く同僚と協調して、職責を遂行する堅固な意志と気力を有すること。
- (7) 同伴家族とも、心身ともに健康であり、よく周囲と協調して、長期間の海外勤務生活に耐えることができる。

3 所属機関の長の推薦

所属機関の長（国立大学法人の附属学校教員等にあっては学長、公立学校教員等にあっては都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会の教育長、私立学校教員等にあっては校長をいう。以下同じ。）は、面接等による選考のうえ派遣教員として適当と認める者を、文部科学省総合教育政策局長に推薦する。

4 派遣教員選考調査表等

所属機関の長は前項の推薦をする場合、別紙様式による在外教育施設派遣教員推薦書及び在外教育施設派遣教員選考調査表を添付するものとする。

5 派遣教員の選考

文部科学省は、所属機関の長から推薦された者について、書類審査及び面接による選考試験を行う。

6 派遣教員候補登録者等の決定

(1) 管理職候補登録者

文部科学省は、上記5に定める選考試験を受けた管理職（本要項においては校長及び教頭をいう。以下同じ。）として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員（管理職）候補登録者を決定し、在外教育施設派遣教員（管理職）候補登録者名簿（以下「管理職候補登録者名簿」という。）に登録するとともに、その旨を所属機関の長に通知するものとする。

管理職候補登録者名簿の有効期間は、作成後2年間とする。

(2) 管理職候補者

文部科学省は、(1)の定めによるほか、上記5に定める選考試験を受けた管理職として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員（管理職）候補者を決定し、在外教育施設派遣教員（管理職）候補者名簿（以下「管理職候補者名簿」という。）に記載する。

管理職候補者名簿の有効期間は、作成後1年間とする。

(3) 教諭候補登録者

文部科学省は、上記5に定める選考試験を受けた教諭として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員（教諭）候補登録者を決定し、在外教育施設派遣教員（教諭）候補登録者名簿（以下「教諭候補登録者名簿」という。）に登録するとともに、その旨を所属機関の長に通知するものとする。

教諭候補登録者名簿の有効期間は、作成後2年間とする。

(4) 教諭候補者

文部科学省は、(3)の定めによるほか、上記5に定める選考試験を受けた教諭として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員（教諭）候補者を決定し、在外教育施設派遣教員（教諭）候補者名簿（以下「教諭候補者名簿」という。）に記載する。

教諭候補者名簿の有効期間は、作成後1年間とする。

7 派遣教員の決定

(1) 管理職

- ① 文部科学省は、管理職候補登録者名簿及び管理職候補者名簿に記載された者の中から、教育職員免許状の種類、教科、年齢、性別その他の要件を考慮して、派遣教員内定者を決定し、これらの者を対象に、総合教育政策局長が別に定める派遣前研修を行う。
- ② 派遣教員内定者を決定するに当たっては、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。
- ③ 文部科学省は、①の研修を修了した派遣教員内定者の中から派遣教員を決定し、所属機関の長に通知するものとする。なお、②において得た承諾と異なる決定を行おうとする場合は、改めて所属機関の長に照会し、その承諾を得るものとする。

(2) 教諭

- ① 文部科学省は、教諭候補登録者名簿及び教諭候補者名簿に記載された者の中から、教育職員免許

状の種類、教科、年齢、性別その他の要件を考慮して、派遣教員内定者を決定し、これらの者を対象に、総合教育政策局長が別に定める派遣前研修を行う。

- ② 派遣教員内定者を決定するに当たっては、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。
- ③ 文部科学省は、①の研修を修了した派遣教員内定者の中から派遣教員を決定し、所属機関の長に通知するものとする。なお、②において得た承諾と異なる決定を行おうとする場合は、改めて所属機関の長に照会し、その承諾を得るものとする。

8 その他

- (1) 文部科学省は、派遣教員候補登録者等又は派遣教員（以下「派遣教員及び登録者等」という。）を決定した後、特別の事情が生じた場合は、上記5、6及び7に定める手続きすべてによることなく、総合教育政策局長が派遣教員及び登録者等として適當と認める者を派遣教員及び登録者等として決定することができるものとする。なお、この場合にあっても、派遣教員及び登録者等を決定するに当たっては、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。
- (2) 文部科学省は、所属機関の長から推薦された者について、派遣教員として適當と認められない事情が生じた場合、総合教育政策局長が上記6及び7の定めによる派遣教員及び登録者等の決定を取り消すことができるものとする。なお、この場合にあっても、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。